

## 《現状と課題》

犯罪をした者等に対する

- ・学校等と連携した修学支援の実施等
- ・効果的な指導の実施等

# 学校等と連携した修学支援の実施等

---

# 修学の意義

- 人が成長・発達する上で学びの果たす役割は大きく、特に若年のうちに適切に学びの機会が与えられることは、自己の人格を磨き、健全な社会の一員として自立するために重要である。
- このことは、一度、犯罪・非行をした者であっても同様であり、犯罪・非行を理由として学びが途絶えることなく、誰しものが能力に応じ、学校又は様々な学習機会を活用し、学びを継続することができる社会環境を構築することが重要である。

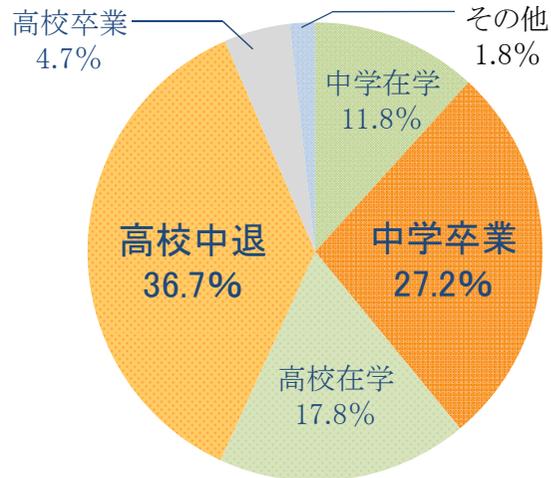


# 犯罪をした者等の教育程度

我が国の高校進学率は98.5%であるところ、犯罪をした者等の教育程度は、一般平均と比べ、低い水準にある。

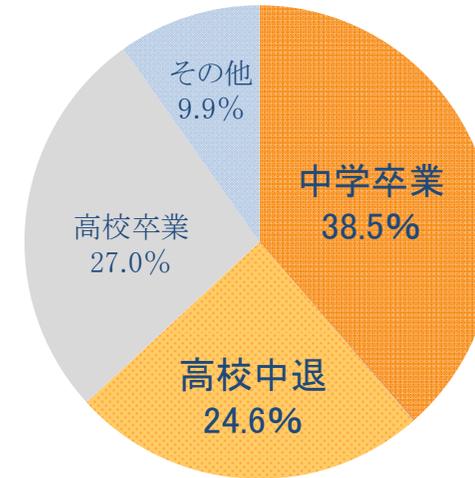
## 少年院在院者

(平成27年矯正統計年報)



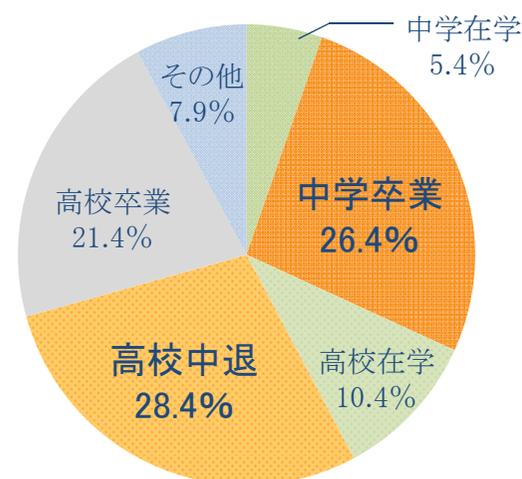
## 入所受刑者

(平成27年矯正統計年報)



## 保護観察対象者

(平成27年保護統計年報)



# これまでの取組

矯正施設においては、中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験を施設内で実施しているほか、少年院においては、在籍学校と連携した教科指導の実施、進学・転学先の学校に係る情報の提供、高等学校等の受験に係る調整等を実施している。また、保護観察所においては、保護司やBBS会といった民間協力者の協力を得ながら、学校と連携した学習・生活支援を実施している。

しかし、少年院在院者で進学・復学を希望する者のうち、出院時に進学・復学が決定していた者は少数にとどまっており、希望者のうち約7割が未定のまま出院している。また、就労希望者の中にも、職業の選択肢の拡大や就労継続のため、学びを必要としている者が一定数存在していると考えられる。

## 矯正施設・保護観察所における取組例



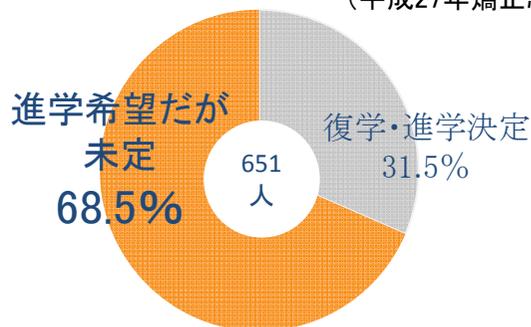
教科指導(少年院)



地域の協力者との会合

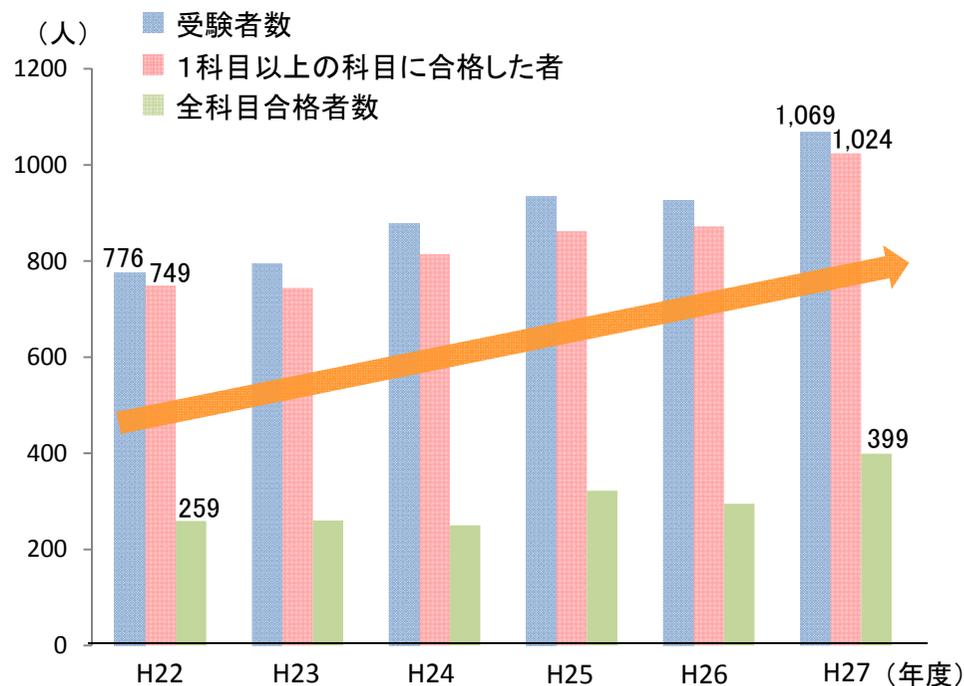
## 少年院在院者の進路状況

(平成27年矯正統計年報)



## 矯正施設における高卒認定試験の受験者数・合格者数の推移

※年度内延べ人数



## 検討すべき課題

犯罪をした者等の進路選択の幅が狭い。

犯罪をした者等の中には、修学に関する基本的知識等の不足、過去の学校生活における成功体験の少なさ、将来設計に対する見通しの甘さ等により、そもそも進路を検討する際に修学を視野に入れない者が存在する。

犯罪・非行を理由として学びを継続すること等が困難になる場合がある。

■義務教育段階の者が少年院に入院した場合、少年院において教科指導・進路指導等を行うことになるが、少年院と学校関係者との相互理解や連携が不十分であること等により、在籍中学校の協力を得た教科指導・進路指導等が十分に実施できない場合がある。

■高等学校等に籍のある犯罪をした者等について、犯罪・非行をした事実や矯正施設に入所したことによって退学となる場合がある。社会における適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学により社会での適当な居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにすることが肝要であるが、そのために、警察、矯正施設、保護観察所、学校関係者、民間協力者等が連携して対応する仕組みがない。

犯罪をした者等が再び学校等で学ぶための支援等が不足している。

■少年院出院後に中学校に復学する場合、円滑に学校生活に移行するための少年院、保護観察所、学校関係者、保護者等の連携が不十分な場合がある。

■矯正施設在所中に高等学校等の受験を希望した場合であっても、矯正施設在所中という制約や学校関係者等の理解不足といった様々な事情により、受験に至らない者が存在する。また、矯正施設出所時期が学校の入学時期よりも遅くなることが見込まれる場合、学校生活への不安等により、受験を断念する者が存在する。

■犯罪をした者等が社会内で高等学校や高等学校卒業程度認定試験等の受験をしようとする場合であっても、学校に在籍していない場合には社会内において学習支援を受けられる機会が少ないことや、矯正施設に入所していた場合には社会復帰後の生活環境の変動等が大きいこと等により、実際には、学習の継続が困難となる者が存在する。

# 効果的な指導の実施等

---

# 効果的な指導等を行うに当たって必要となる事項

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが求められる。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげることが重要である。

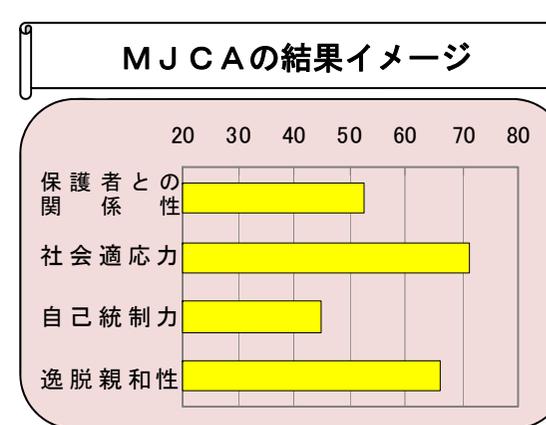


# アセスメントツールの開発・運用

アセスメントを有効に行うための一つの手法として、全国の刑事施設や少年鑑別所において、対象者が再犯・再非行に至るリスク要因等を分析・評価するアセスメントツールの開発・運用や、その結果等を関係機関における指導・支援等に活用する取組が進められている。

## 法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)

- 心理学、犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、少年鑑別所に入所した少年の実証データに基づき、統計学的な分析を経て開発されたもの。
- 少年の再非行の可能性等を把握するとともに、保護者との関係性の改善や社会適応力の向上など、何を目標として働き掛けをすれば再非行を防止できるのかを明らかにすることを目的としている。
- 本ツールを使い、より精度の高い調査(鑑別)を実施することにより、少年院や保護観察所等における教育や処遇への支援を強化しているほか、処遇効果の検証への活用も進めている。



## 受刑者用一般リスクアセスメントツール(仮称)

- 刑事施設においても、受刑者の特性に応じた指導等を実施するに当たり、その前提となる受刑者の再犯リスクや介入すべき問題性を定量的・客観的に測定することが必要であり、そのための処遇調査のツールとして、受刑者用一般リスクアセスメントツール(仮称)の開発を進めている。

# 刑事司法関係機関における指導等

矯正施設、保護観察所等においては、自らの犯罪・非行によって被害を与えた者や、暴力団関係者、性犯罪者、少年・若年者等の、特にその特性に配慮する必要のある者に対する様々な指導等を実施している。

## 刑事施設における矯正処遇

### ●作業、改善指導、教科指導

#### \* 特別改善指導 \*

- ・薬物依存離脱指導
- ・暴力団離脱指導
- ・性犯罪再犯防止指導
- ・被害者の視点を取り入れた教育
- ・交通安全指導
- ・就労支援指導



グループワークの一場面

## 少年院における矯正教育

### ●生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導

#### \* 特定生活指導 \*

- ・被害者の視点を取り入れた教育
- ・薬物非行防止指導
- ・性非行防止指導
- ・暴力防止指導
- ・家族関係指導
- ・交友関係指導



職員との個別面接

## 保護観察における指導

### ●保護観察官及び保護司による面接による指導・生活状況等の把握



保護司との面接

### ●専門的処遇プログラム

性犯罪者処遇プログラム, 薬物再乱用防止プログラム, 暴力防止プログラム, 飲酒運転防止プログラム

### ●社会貢献活動

社会に役立つ活動を行わせることを通じて, 自己有用感, 規範意識, 社会性の向上を促す処遇

### ●しよく罪指導プログラム

自らの犯罪と向きあい, 犯した罪の重さを認識し, 悔悟の情を深めさせる処遇



専門的処遇プログラム集団実施

# その他、指導等を行う上で配慮が必要な者

DV・ストーカー加害者、女性犯罪者が増加しており、その特性に配慮した指導等を実施する必要性が高い。

### ストーカー事案の検挙状況

(警察庁資料より作成)



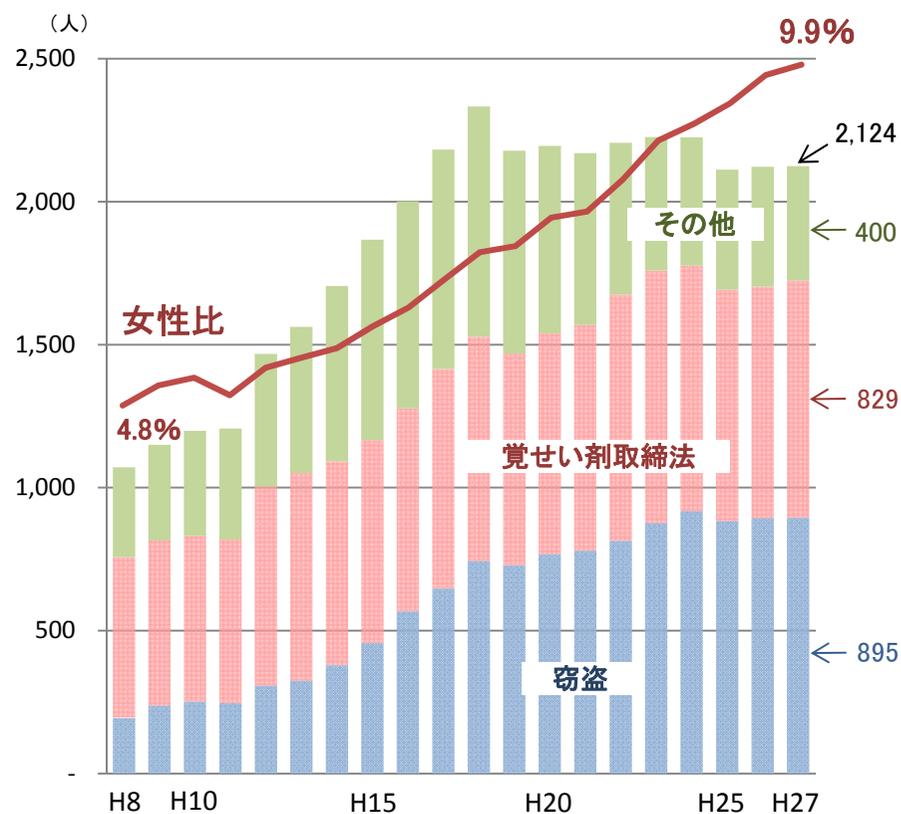
### 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

(警察庁資料より作成)



### 女性入所受刑者の人員(罪名別)・女性比の推移

(平成28年版犯罪白書)



## 検討すべき課題

アセスメント機能を強化する必要がある。

客観的・統一的な評価を可能とするアセスメントツールの運用は、非行少年や性犯罪者など一部の分野にとどまっているため、指導者等が適切な見立てを行うための知識・技能の取得・向上や、それを助ける客観的・統一的な評価手法の開発といったアセスメント機能を強化することが必要である。

指導等の内容・方法を一層充実させる必要がある。

刑事司法関係機関や更生保護施設等の民間支援団体において、切れ目のない指導・支援を効果的に実施するため、一貫性・継続性が確保された指導・支援プログラムを実施することが必要である。

また、近年、様々な指導等の充実が図られる中、その理論的背景等を理解し、対象者一人一人の特性に応じた柔軟な働き掛けをすることができる指導者を確保・育成することが必要である。

再犯の実態把握や施策の効果検証を行う必要がある。

再犯防止施策の効果を検証し、有効性等を踏まえた施策の取捨選択や改善を行うとともに、施策の効果等を国民に分かりやすく説明することは、再犯防止対策を効果的に進める上で不可欠であるため、刑事手続等の各段階におけるデータの収集・共有、施策の効果検証の在り方・効果的な発信等に係る検討、犯罪・非行に至る要因の実態解明に関する調査研究等を推進することが必要である。

関係機関等の情報連携を推進する必要がある。

刑事司法関係機関、民間支援団体、地方公共団体等が連携して、個々の対象者に対し一貫性のある指導・支援を行うためには、刑事司法関係機関等が保有する対象者の情報等を適切に提供・共有することが必要である。